

コロナ禍における公民館活動及び運営について

1 過去の対応状況（令和元年度末から令和3年2月21日（日）まで）

(1) 主催事業について

- ① 令和2年2月27日（木）～5月21日（木）まで中止
- ② 令和2年12月14日（月）～令和3年2月7日（日）まで中止

(2) イベント等、諸室の利用について

- ① 令和2年4月17日（金）～5月21日（木）まで中止
※ 地区社協や町内会等の地域団体の急を要する利用については、やむを得ない場合に限り、感染防止策を講じた上で、例外として諸室等の利用を認めた。
- ② 令和2年12月14日（月）～令和3年2月7日（日）まで、利用の中止又は延期をお願いした。

(3) 業務について

次の業務は、感染予防対策を講じた上で、通常通り業務を行った。

- ① 各種受付（3か月前からの施設予約、キャンセル手続き）、相談対応（印刷サービスを含む）
- ② 図書の貸出（4月17日～5月17日、12月14日～2月7日の間は返却のみ）
- ③ 事業の企画、運営（休館中のホームページでPR、休館等解除後の事業企画等）
※ 令和3年1月18日～2月7日までは開館時間を午後8時まで、令和3年2月8日～2月21日までは開館時間を午後9時までとした。

2 現況（令和2年2月8日以降の対応 ※2月8日時点）

(1) 対応状況

① イベント等、諸室の利用について

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部からの『本市の感染状況及び「第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の変更について』（別紙1）に基づき、取り扱う。

ア 感染防止対策を講じること。

- ・マスクの着用、手洗いを徹底する。
- ・事前に参加者の健康状態を（体温、体調を申告させるなどして）確認し、具合の悪い方（発熱又は風邪の症状のある方等）には参加いただかない。

イ 3密回避、濃厚接触回避、定期的な換気、の状況で活動できること。

- ・参加者同士の距離を、できるだけ1メートル空ける。
- ・身体接触（密着）を伴わない活動である。
- ・換気のできる環境で行う。（最低でも1時間に1回は窓やドアを開放する。）
- ・大きな発声を伴う活動や、終始マスクの着用ができない活動の場合（運動など）は、参加者数は収容定員の半分以下とする。

② 図書コーナー・ロビー等オープンスペースの利用について

「三つの密」にならないよう感染防止対策を講じた上で（利用者同士の距離や座席等を最低1メートル空ける、窓やドアを開放し換気する、利用者にはマスク着用をお願いするなど）、利用していただくこととしている。

③ 業務について

感染予防対策を講じた上で、通常通り、業務を行う。